

半導体人材育成拠点形成事業 Q & A

当初事業：令和 7 年度 大学教育再生戦略推進費 半導体人材育成拠点形成事業

補正事業：令和 6 年度補正 大学教育再生戦略推進費 半導体人材育成拠点形成事業
(半導体人材育成拠点形成のための設備整備事業)

① 共通（当初事業及び補正事業）

【事業全般】

Q 1 - 1 当初事業と補正事業の違いは何か。

A 半導体人材育成のための拠点を形成し、拠点内で教育プログラムを開発・展開するという目的は共通ですが、当初事業ではこの拠点形成や教育プログラムの実施などに必要な人件費や活動にかかる費用等を支援し、補正事業では教育プログラムの実施にあたり必要となる教育用設備の整備に対し支援を行います。

Q 1 - 2 当初事業には申請せず、補正事業のみに申請することは可能か。

A 可能です。ただし、補正事業のみに選定された場合においても、当該選定校が属する当初事業の拠点とは別に形成される拠点の拠点校は、当初事業において実施する運営拠点校が主催する運営会議（仮称）に参画することが必要となります。

Q 1 - 3 申請の際、大学が連携するにあたっては、国立、公立、私立の全ての大学等を含めないといけないのか。

A 大学の設置形態にかかわらず、複数の大学・高等専門学校による拠点形成であれば差し支えありません。

Q 1 - 4 「拠点校」「連携校」「参画機関」それぞれの役割は何か。

A 拠点校：拠点内のとりまとめ役として、人材育成（実践的な教育プログラムの展開等）の中核を担う大学。各拠点校は運営拠点校が主催する運営会議（仮称）に参画し、オールジャパンとしての本事業の運営を担うことを想定。

連携校：拠点校とともに拠点内の人材育成を主体的に実施・推進する大学・高等専門学校。

参画機関：所属学生が教育プログラムに参加することや、一部活動での協力が想定される大学・高等専門学校等（海外の大学や大学共同利用機関、国立研究開発法人等も含む）。

Q 1 - 5 1つの大学が、ある拠点では拠点校となり、別の拠点では連携校となる等、複数の拠点に参画することは可能か。

A 可能です。例えば、半導体教育に充実したリソースを持つ大学が自地域内の拠点において拠点校の役割を担いながら、他の拠点の教育にも連携校として協力することや、複数の拠点で連携校となることなどは妨げません（なお、複数の拠点に拠点校又は連携校として参画している大学等については、各拠点において実施する事業での主体的な役割を果たせるのかどうかを、面接審査などの審査の過程や選定後のフォローアップの際に確認します。）。

（当初事業）

一つの大学が拠点校として申請できるのは1件のみです。なお、複数の拠点に参画する大学等の補助金の配分にあたっては、経費の重複が生じないように留意してください。

（補正事業）

一つの拠点につき、設備整備を希望する大学等がそれぞれ申請するものとします。例えば、ある拠点では拠点校、別の拠点では連携校という立場である大学が両方の拠点で設備整備を希望する場合、各拠点で必要な設備をそれぞれ申請してください。（その際も、教育プログラムの開発・展開に当たって、費用対効果等を勘案し真に必要なとなる設備を申請してください。）

Q 1 - 6 1つの拠点において、拠点校の役割を2校以上が担うことは可能か。

A 2大学による共同拠点校制とすることは可能です。共同拠点校制とする場合は、その必要性及び役割分担等を明確にしてください。なお、同拠点内で3校以上が拠点校となることはできません。

（当初事業）

ただし、共同拠点校制とする場合であっても、申請はどちらかの拠点校がまとめて1つの申請としてください。

Q 1 - 7 地域とは、どの程度の範囲を想定しているのか。

A 具体的な要件は設定していません。申請に至った背景・課題やプログラムの内容に加え、実現可能性や政策的な投資の効果の観点からも、対象とする範囲が適切かどうかを選定の際に観点の一つとして評価することになります。

Q 1 - 8 連携校や参画機関の数について、上限や下限はあるのか。

A 具体的な要件は設定していません。申請に至った背景・課題やプログラムの内容に加え、実現可能性や政策的な投資の効果の観点からも、形成するネットワークの規模が適切かどうかを選定の際の評価の観点の一つとなります。

Q 1 - 9 事業期間中に連携校や参画機関、連携する企業等の追加や削減は可能か。

A 連携する機関とは計画の内容を含めよく調整した上で申請いただくことを前提としており、選定後、申請時の計画の内容及び規模などの大幅な変更や縮小を伴う連携機関の変更は想定していません。なお、取組が順調に進む中で、教育プログラムの質・量の充実・拡大に伴い連携する機関が拡大していくことは可能です。

Q 1 - 10 連携先として海外の大学を含めることは可能か。

A 補助金の配分を受ける連携校となることはできませんが、参画機関になることは差し支えありません。ただし、公募要領9. (1)～(3)に記載している安全保障貿易管理等には十分にご留意ください。

Q 1 - 11 拠点形成において連携校を設けることは必須なのか。例えば、半導体教育に充実したリソースを持つ大学（拠点校）が、参画機関である大学等に教育を行うという、連携校を設けない拠点形成は可能か。

A 連携校を設けず、半導体教育に充実したリソースを持つ大学（拠点校）と参画機関である大学等による拠点形成は可能です（参画機関のない、拠点校と連携校による拠点形成も可）。

ただし、拠点の中に連携校も参画機関もない、拠点校のみで申請することはできません。

Q1-12 大学院を有さない大学や、大学院大学、短期大学、高等専門学校が拠点校として申請することは可能か。

A 連携校や参画機関となることは可能ですが、本事業は修士課程の教育プログラムの実施を必須としているため、拠点校となれるのは修士課程を設置する大学のみです。

Q 1 - 13 申請時において、拠点校は連携校や参画機関、企業等と、計画についてどの程度まで了承を得ておく必要があるのか。

A 協定書の締結等、書面による確約まで提出を求めることはしませんが、申請した計画に沿って事業を実施していくこととなりますので、予定していた連携先が減ることや計画していた科目が開講できない等、選定後に計画が縮小するようなことがないよう、担当レベルの口頭での同意ではなく、執行部の理解を得るなど申請時点において関係する大学等や企業と十分に調整をしてください。

Q 1 - 14 「拠点としての強み・特色」というのは具体的にどういうことか。

A 例えば、半導体の設計環境や集積回路の試作環境のための施設・設備が充実している、または、先端ロジック半導体やパワー半導体、メモリー半導体などの特定分野の研究に秀でているといった、国内の大学等の中でも半導体に関する充実したリソースを持ち、それを教育へ展開できることなどがあげられます。

Q 1 - 15 公募要領（両事業とも P 3）に記載の「中長期的な将来を見据え、」について、中長期とはどの程度先を指すのか。

A 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和 6 年 11 月 22 日付 閣議決定）において定められた「AI・半導体産業基盤強化フレーム」が今後 10 年間を見据えていること等を踏まえ、おおよそ 10 年程度を想定しています。

Q 1 - 16 本事業は、どの段階の学生の育成を目的としているのか。

A 実施する教育プログラムにおいて、修士課程の学生を対象としたプログラムを含むことは必須です。

その上で、学部や高等専門学校段階から修士レベルの教育につながる取組や、社会人を対象としたリカレント教育、初等中等教育段階の生徒等への出前授業など、修士課程以外の取組も計画に盛り込むことは可能です。

Q 1 - 17 教育プログラムを構成する科目数等の要件はあるのか。

A 実施する教育プログラムにおいて設けるべき科目数の上限や下限はありません。
教育プログラムの目的や、養成する人材像などを踏まえ、必要となる科目等を設定

してください。

Q1-18 教育プログラムに設けた科目は全ての学生が学ぶ必要があるのか。

A 全ての学生が学ぶ必要はありませんが、本事業の目的等を踏まえ、特定の分野の学生を対象を限定したプログラムではなく、より幅広い分野の学生に半導体について学ぶ機会を提供するプログラムとなるよう、教育内容に加え、例えば、プログラムの一部のみの受講を可能とする等の工夫についてご検討ください。

Q1-19 教育プログラムはいつまでに開始しなければならないのか。

A 遅くとも令和8年度に教育プログラムの試行を実施する計画としてください。

Q1-20 教育プログラムにおいて実施する全ての講義・実習等を、拠点校・連携校・参画機関全ての学生を対象として開講しなければならないのか。

A 教育プログラムの全てを、拠点内の全ての学生を対象に開講する必要はありません。構成する科目等それぞれの内容等に応じて、対象とする学生を検討ください。

Q1-21 産業界との連携について、どの程度の連携を求めるのか。例えば、企業からの実務家教員による講義を必須とするなど産業界との連携について要件はあるのか。

A 産業界との連携は必須ではありますが、中長期的な視野に立った人材育成に必要な産業界の関与の在り方は、各地域及び分野などの状況により異なるものであるため、連携についての具体的な要件は設けておりません。

Q1-22 公募要領（両事業ともP4）に記載の「令和7年度に本事業の取組において運営拠点校を中心に策定されるコアコンピテンシー等の内容を踏まえ、必要に応じて教育プログラムの見直しを図ること」について、各拠点において申請時に計画した教育プログラムから当該コアコンピテンシー等を基にした教育プログラムへ作り直す必要があるのか。

A 運営拠点校を中心に策定されるコアコンピテンシー等については、各拠点において参照しつつ、既に構築・実施を進めている教育プログラムを必要に応じて、内容の追加や改善等を図っていただくことを想定しております。

Q1-23 既に複数大学間での連携した組織体や活動実績がある連携取組は申請可能か。

A 既に連携した組織体や活動実績がある連携取組であっても申請は可能です。ただし、「新たな」教育プログラムを開発する取組であること、または、既存の取組の成果をもとにした「新たな」教育プログラムを開発する取組である必要があります（既存の連携取組の補てん的な位置づけではなく、発展的な取組であることが必要です。）。

Q1-24 申請にあたって共通に課す KPI はあるのか。

A 以下の指標を必須とします。「プログラム修了者」とは、本事業において実施する一連の教育プログラムを修了した学生、「プログラム受講者」とは、本事業において実施する教育プログラムのうち、どれか1科目以上を受講する学生を指します。なお、「主に半導体を開発、製造、利活用する半導体関連企業」については拠点内で定義を決めた上で、目標数値を設定してください。

（拠点として必須とする指標）

アウトプット指標：プログラム修了者数、プログラム受講者数

アウトカム指標：プログラム修了者及び受講者のうち、主に半導体を開発、製造、利活用する半導体関連企業への就職者数

また、任意ではありますが、例えば研究力強化の観点から博士課程への進学者数など、教育効果を測定するための適切な指標を設定することも考えられます。

Q1-25 教育プログラムの実施にあたり、例えば社会人へのリカレント教育を行う場合の受講料や、整備した設備を外部へ貸し出す際の利用料など、学生等から対価としてお金を徴収してもよいのか。

A 本事業による支援期間終了も継続的に取組を推進していただく観点からも、教育プログラムの受講料や施設・設備の利用料を対価として徴収することは問題ありません。

その際は、学納金等との関係に十分留意した上で、補助事業者の規定等に従って適切に対応してください。

【申請書関係】

Q2-1 「事業責任者」は、今後採用予定の者でも良いのか。

A 可能ですが、事業責任者となることについて、本人及び採用する大学の確約が得られていることが前提となります。

Q2-2 「事業責任者」を学長とすることはできるのか。

A 学長は申請における全体の責任者であり、取組を推進する事業責任者を兼ねることはできません。

Q2-3 「事業責任者」は1名のみ記載すべきか。

A 主となって取組を担当する方（責任者）を1名記入してください。

【補助金執行関係】

Q3-1 本補助金は、どのような経費に使用できるのか。

A 両事業とも公募要領の別添3などを参照してください。なお、両事業とも施設整備費や学生に対する奨学金などに使用することはできません。

Q3-2 教員は自らの研究に本補助金を使用してよいのか。

A 本事業による補助金は拠点形成及び教育プログラムのために使用される必要があり、研究に支出することはできません。

Q3-3 補助金の経費執行に当たって留意する点はあるか。

A 補助金の経費執行に当たっては、規定等に基づき、適切な執行管理が求められます。なお、本補助事業以外の目的での使用など不適切な経費執行があった場合は、厳格に対処することになります。

【その他】

Q4-1 半導体人材育成拠点形成事業委員会（以下「委員会」という）の委員の氏名は公表されるのか。

A 事業選定後、公表する予定です。

Q4-2 面接審査は全ての申請に対して実施するのか。

A 面接審査は委員会が必要とされた場合に行います。詳細については、面接審査を行うこととなった申請校へ個別に連絡します。

Q4－3 申請状況や選定状況は公表されるのか。

- A 申請締切後、申請した拠点や大学等名、取組名称などを申請状況として公表する予定です。また、選定後は、選定された取組について、取組の概要を含めて公表する予定です。

② 当初事業

Q5－1 教育プログラムの実施にあたり、他大学等での PBL や実習に参加するための自大学（拠点校または連携校）の学生の旅費を補助の対象とすることは可能か。

A 本プログラムや事業の目的に照らし、当該大学等において、通常、学生に交通費を支給している場合もしくはバス借上げと比較し効率的かつ経済的である場合は、補助事業者の規程等に従って回数券または交通費（実費相当）を支給することは可能です。その際、補助事業者は適正かつ明瞭に執行管理してください。

Q5－2 教育プログラムの実施にあたり、参画機関の学生の旅費を補助対象経費として負担することは可能か。

A 教育プログラムの実施にあたり、多くの異なる大学の学生と一緒に学ぶことで教育効果が高まるなど、教育プログラムを実施していく上で真に必要な場合は、補助対象経費とすることは妨げません。その場合、補助事業者の規程等に従って適正かつ明瞭に執行管理してください。

なお、恒常的に学生の旅費負担を行うような場合は、連携校としてプログラムの運営に加わることを想定しています。また、補助期間終了後の継続性も含め、経費負担の在り方についてはご検討ください。

Q5－3 設備を補助対象とすることは可能か。

A Q1－1のとおり、当初事業は拠点形成や教育プログラムの実施などに必要な人件費等を支援するものではありません。教育プログラムの実施に必要な設備については、基本的には補正事業に申請いただくことを想定しています。ただし、補正事業での申請になじまない設備の申請を妨げるものではありません。先述の当初事業の目的などを踏まえ、設備備品費が過大とならないよう真に必要な経費を計上してください。（例えば、設備備品費は、補助対象経費の総額の 20 パーセント程度を想定。）

Q5－4 教員等を雇用する際、複数年度に渡っての雇用契約を結ぶことは可能か。

A 事業実施期間途中で補助金の減額、打ち切り等が行われる場合がありますが、各大学等の責任において、複数年度に渡って雇用契約を結ぶことは可能です。ただし、本補助金は会計年度をまたがって使用することはできないため、仮に複数年度に渡って雇用契約を結ぶ際は、以下の点に十分注意してください。

- ・ 当該年度内に発生した給与等は、当該年度に交付された補助金にて支払うこと。
- ・ 退職金を支給する際は、補助金から支出できる退職金の算定対象期間は、補助事業に係る期間のみであること（複数年度の勤務に対する退職金や、積立金としての退職引当金については、補助金を充当できません）。

Q5－5 拠点校以外に補助金を配分することは可能か。

A 補助金は文部科学省から申請代表校である拠点校に配分されますが、事業実施に必要な経費として拠点校から連携校に補助金を配分することは可能ですので、申請段階において拠点内でよく調整してください。

なお、参画機関や企業等は補助金の配分先とすることはできません。

Q5－6 事業2年目以降の申請額について上限額は定められているのか。

A 2年目以降の申請額の上限額は、当該年度の予算額を勘案して定められます。また、予算の範囲内で減額等の調整を行う場合があるほか、中間評価の結果等によっては予算額の縮減又は打ち切りを行う場合もあります。

Q5－7 選定された次年度以降の補助金額の決定（内定）は、どのように行われるのか。

A 本補助金の配分は、選定された取組の申請額を踏まえ、毎年度予算の範囲内で、事業の実施に必要と判断される金額を文部科学省が総合的に判断した上で交付します。

③ 補正事業

Q6-1 申請できる設備に制限はあるのか。

A 本事業において整備する設備は、半導体製造工程の一連のプロセス、ユースケース等に係る体験学習や実習等に活用するような比較的汎用的な設備（設備の単価として最大でも数千万円程度）を想定しております。また、本事業で構築・実施する教育プログラムで活用するための設備となるため、整備した設備については、自大学等のみならず拠点に参画する他大学等の学生にも開放していただくことに留意してください。

Q6-2 設備以外で補助対象となる費目は何か。

A Q1-1のとおり、補正事業は教育プログラムの実施にあたり必要となる教育用設備の整備に対し支援するものですが、設備備品費のほかに、例えば、設備整備の検討のための打合せにかかる旅費などを補助対象経費とすることが可能です（教育プログラムの構築・実施に必要な人件費等については、当初事業に申請いただくことを想定しています）。ただし、原則として、設備備品費が補助対象経費の総額の70パーセント以上となることに留意してください。補助対象経費の詳細は公募要領の別添3などを参照してください。

Q6-3 拠点内の他大学等へ補助金を配分することは可能か。

A 補正事業については、設備整備を希望する大学等が自ら申請していただくものであるため、拠点内の他大学等へ補助金を配分することはできません。

Q6-4 申請様式について、当初事業に申請している場合や、補正事業に同拠点内の複数大学等が申請する場合など、記載内容が重複するようなものがあるが、補正事業に申請するあたり、記載を省略することができる様式はあるのか。

A 申請校は指定様式を全て提出する必要がありますが、重複する記載については省略することとします。詳細は別添1にまとめていますので、補正事業の申請にあたり、よくご確認ください。

補正事業の申請様式について

⇒ 各申請校において全ての様式を提出する必要はあるが、当初事業や拠点内で重複する記載については、以下表のとおり記載を省略

拠点として当初事業	申請あり		申請あり		申請あり		申請なし		申請なし		申請なし	
補正事業への申請	拠点校 申請あり	連携校 申請あり	拠点校 申請あり	連携校 申請なし	拠点校 申請なし	連携校 申請あり	拠点校 申請あり	連携校 申請あり	拠点校 申請あり	連携校 申請なし	拠点校 申請なし	連携校 申請あり
申請提出書	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 1 - 1	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 1 - 2 (下記以外)	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
様式 1 - 2 (2. ③)	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 2 - 1	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
様式 2 - 2 (1)	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
様式 2 - 2 (2)	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 2 - 3	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
様式 2 - 4	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 3 - 1	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 3 - 2	○	○	○			○	○	○	○			○
様式 3 - 3	○	○	○			○	○	○	○			○
補足表	○	○	○			○	○	○	○			○
事業ポンチ絵 1	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
事業ポンチ絵 2	省略	省略	省略			省略	○※ 1	省略	○※ 1			○※ 2
設備ポンチ絵	○	○	○			○	○	○	○			○

○ 申請校において作成が必須の様式

省略 当初事業に申請している場合は「当初事業と重複」、当初事業に申請していない場合は「拠点校に記載」又は「○○大学に記載」と当該様式に付記することで記載を省略

※ 1 共同拠点校制とし、どちらの拠点校も申請する場合、どちらか一方の拠点校の申請書に入れることで、もう一方の拠点校は「○○大学に記載」と当該様式に付記することで記載を省略

※ 2 同一拠点内で複数の連携校から申請がある場合、どこか 1 つの連携校の申請書に入れることで、ほかの申請校は「○○大学に記載」と当該様式に付記することで記載を省略